

西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成、中古住宅の流通及び改修による性能向上並びに県内に発生する空き家の抑制を図るため、多子世帯で居住するため又は新たに職住近接若しくは育住近接を実現するために住宅を改修する者又は中古住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則(平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)によるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子世帯 補助金交付申請日現在において、満18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。以下同じ。)が3人以上の世帯又は満18歳未満の子が2人世帯にいる状態で3人目の出産を希望する世帯をいう。
- (2) 職住近接 補助金交付申請日現在、満18歳未満の子のいる世帯(ひとり親世帯又は共働き世帯(予定の者を含む。)に限る。)が、親(父母のいずれか一方又は両方。以下同じ。)の通う職場に近接(通勤時間が従前より短くなるものに限る。)した住宅に居住すること又は転居した住宅に親の職場を設けて居住することをいう。
- (3) 育住近接 子育て世帯(ひとり親世帯又は共働き世帯(予定の者を含む。)に限る。)が、子の通う保育園、幼稚園、小学校等(予定を含む。以下保育園等という。)に近接(通学時間が従前より短くなるものに限る。)した住宅に居住すること又は子育て世帯が新たに3世代で同居若しくは近居することをいう。
- (4) 近接 職場や保育園等への通勤時間又は通学時間が従前より短くなる住宅に居住することをいう。
- (5) 子育て世帯 小学生以下の子ども(母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。)がいる子育て中の世帯をいう。
- (6) 3世代 子育て世帯を含む3つ以上の世代をいう。
- (7) 同居 同一住宅に居住することをいい、同一敷地内にある離れに居住することを含む。
- (8) 近居 西海市の同一町内又は、直線距離で10キロメートル以内に居住することをいう。ただし、崎戸町江島及び平島は同一島内とする。
- (9) 中古住宅 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。))以外の住宅で、補助を受ける者及びその3親等以内の者の所有でない住宅をいう。
- (10) 災害リスクの高いエリア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、関係法令に適合して西海市内に建てられたものであって、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る。ただし、職住近接において、親の職場を住宅に設ける場合にあっては、職場部分も含む。)
- (2) マンション等の共同住宅等(2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物をいう。)で、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 多子世帯で自ら居住するための中古住宅を取得しようとする者
- (2) 前号による中古住宅取得の際に併せて住宅を改修しようとする者
- (3) 事業開始後(事業実施年度内に限る。以下同じ。)に新たに職住近接又は育住近接をするための中古住宅を取得しようとする者
- (4) 事業開始後に新たに職住近接又は育住近接をするために住宅を改修しようとする者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 多子世帯で自ら居住するための中古住宅の取得に要する経費。ただし、延床面積60平方メートル以上に限る。
 - (2) 前号による中古住宅取得の際に併せて行う別表第1に示す改修工事に要する経費
 - (3) 新たに職住近接又は育住近接をするための中古住宅の取得に要する経費
 - (4) 新たに職住近接又は育住近接をするための別表第1に示す改修工事に要する経費
- 2 前項第2号又は第4号の改修工事については、市内に本社を有する法人若しくは県内に本社を有し、かつ、市内に支店、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 補助金の交付決定前に売買契約、工事請負契約又は改修工事の着手をしたもの
 - (2) 第10条に定める実績報告が当該年度の3月10日までに提出できないもの
 - (3) 災害リスクの高いエリア内にある住宅
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事又は売買によるもの
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ、住宅1件あたり40万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の申請及び交付の決定)

第7条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、別表第2の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ同表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
(計画の変更)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 前条第1項の申請で添付した書類のうち、変更となるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する場合において、補助金の交付決定額に変更がないときは、同項について準用する。この場合において、前項中「西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)」とあるのは、「西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金内容変更届出書(様式第6号)」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、第1項について準用する。(前項において準用する場合を含む。)この場合において、同条第2項中「西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)」とあるのは、「西海市親子でスマイル住宅支援事業の計画変更承認書及び西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。
(事業の中止)

第9条 交付決定者は、事業を中止しようとするときは、西海市親子でスマイル住宅支援事業中止届(様式

第8号)を、市長に提出するものとする。この場合において、市長は第7条第2項及び前条第3項に定める交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事又は住宅の取得が完了したときは、速やかに、西海市親子でスマイル住宅支援事業完了実績報告書(様式第9号)を、別表第3の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ右欄に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合に限り、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助の内容が適当と認めた場合に限り、交付すべき補助金の額の確定を行い、西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、補助の内容がこの告示に定める内容に適合していないと認めたときは、交付決定者に対し西海市親子でスマイル住宅支援事業不適合通知書(様式第11号)により通知した上で、是正を指導するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項の規定により通知を受けた者は、西海市親子でスマイル住宅支援事業補助金交付請求書(様式第12号)を、市長に提出するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第13条 市長は、この告示に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得た上で補助対象住宅への立入りを行うことができるものとする。

(補則)

第14条 市長は、他の公的補助金等の対象となる事業について、補助対象となる部分を明確に区分することができる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分についてのみ、補助対象とすることができる。

2 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

3 補助対象者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

4 規則第20条の規定による市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長が定めるところによりその収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

5 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

6 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年4月25日告示第26号)

この告示は、告示の日から施行する。